

資料編

1 犯罪被害の現状等

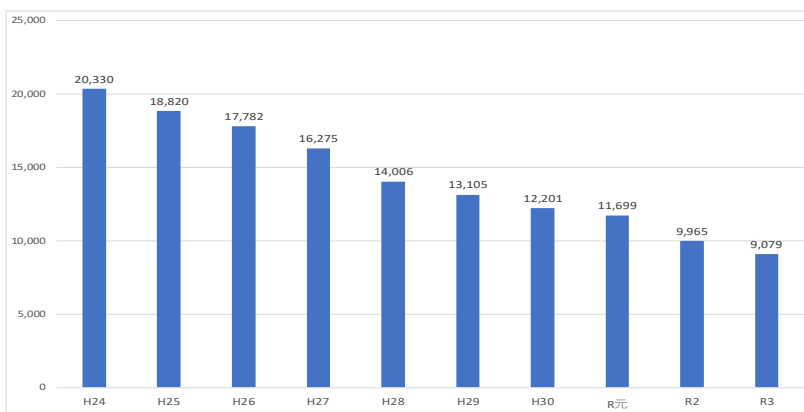
1 犯罪被害の現状

(1) 群馬県の犯罪発生状況（交通人身事故を除く）

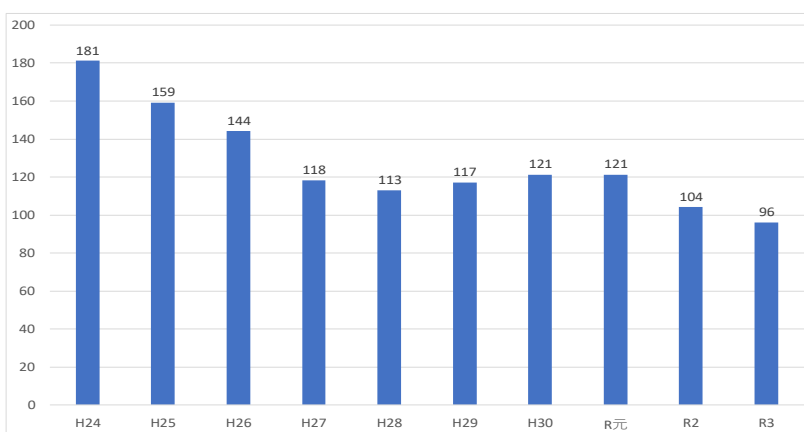
本県の刑法犯認知件数*10は、平成16年の42,643件をピークに、その後減少に転じ、令和3年は9,079件と平成16年に比べ78.7%減少しています。【図1参照】

被害が深刻な事態となる重要犯罪の認知件数は、平成15年の366件をピークに、減少傾向となり、令和3年は、96件、内訳は殺人11件、強盗12件、放火7件、強制性交等15件、略取誘拐・人身売買6件、強制わいせつ45件となっています。【図2参照】

【図1】群馬県の刑法犯認知件数の推移



【図2】群馬県の重要犯罪認知件数の推移



群馬県警察本部ホームページ「治安統計」等に基づき作成

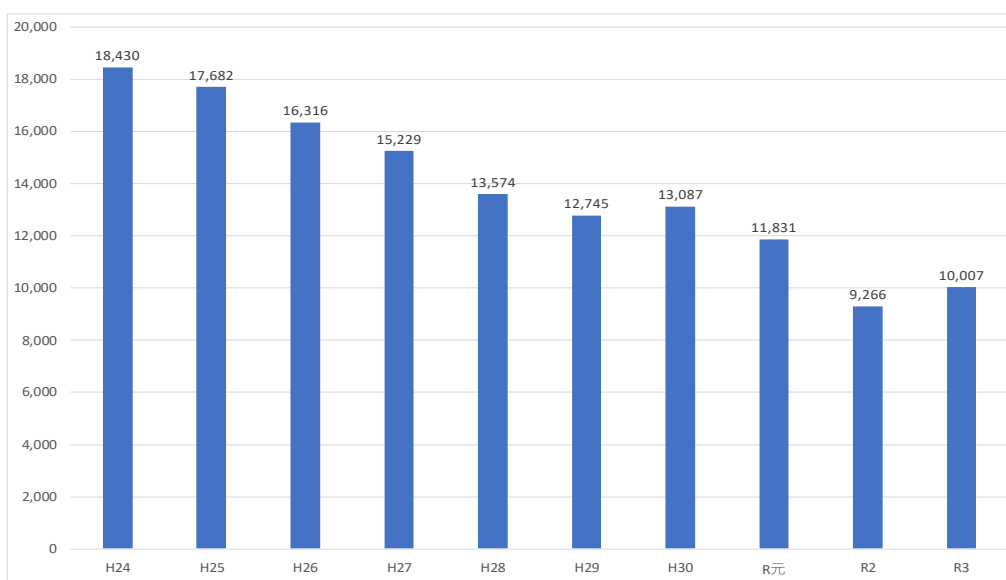
*10刑法犯認知件数：殺人、強盗、窃盗など「刑法」等の法律に規定する犯罪を警察で認知した件数をいいます。交通事故（業務上過失致死傷・危険運転致死傷等）は、含みません。

(2) 交通人身事故の状況

本県の交通人身事故発生件数は、平成17年以降減少傾向が続いておりましたが、令和3年は10,007件と増加に転じています。【図3参照】

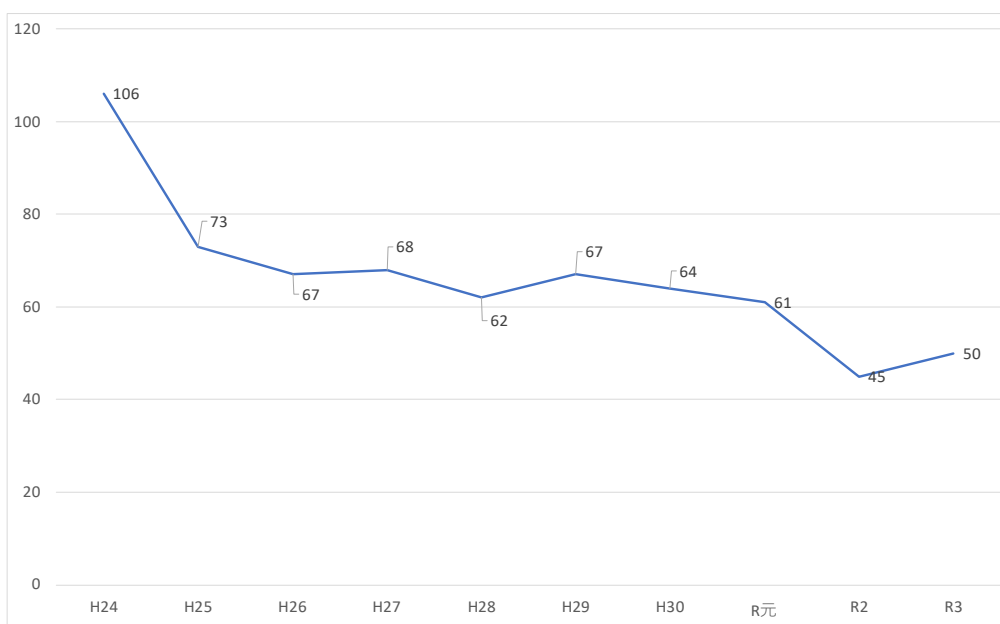
また、死者数については、増減を繰り返しながらも減少傾向が続いておりましたが、令和3年は50人で、前年より5人増えました。【図4参照】

【図3】群馬県の交通人身事故発生状況



群馬県警察本部ホームページ「交通統計」等に基づき作成

【図4】群馬県の交通人身事故死者数



群馬県警察本部ホームページ「交通統計」等に基づき作成

2 犯罪被害者等の置かれた状況

(1) 犯罪被害者等の抱える様々な問題

犯罪の被害者やその家族（犯罪被害者等）は、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職・転職などによる経済的な困窮、捜査や裁判の過程における精神的苦痛や時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話や配慮に欠けた対応によるストレス、不快感など、被害後生じる様々な問題に苦しめられます。このような問題は「二次被害」と言われ、多くの犯罪被害者等がこのような被害を受けているとされています。

被害者の抱える問題の中でも、精神的な被害は深刻です。先の地下鉄サリン事件や阪神淡路大震災の被害者（被災者）が様々なトラウマ（心的外傷）^{*11}やPTSD（心的外傷後ストレス障害）^{*12}の症状を訴えたことにより、被害者が受ける精神的被害の深刻さが広く認識されるようになりました。

(2) 事件後の心境や状況

平成20年10月に内閣府が行った「犯罪被害者等に関する国民意識調査」によると、事件後の心境や状況については、被害者や被害者の家族の6割以上が「不安を抱えた」と回答するなど、多くの被害者や被害者の家族が深刻な精神的被害を受けていることが明らかとなっています。

(3) 犯罪被害者等の相談機関・窓口の認知度

平成29年1月に内閣府が行った「犯罪被害者等施策に関する世論調査」によると、犯罪の被害にあった人が打ち明けたり相談出来る機関・窓口として、知っているものを聞いたところ「児童相談所」を挙げた者の割合が83.3%と最も高く、以下、「法テラス」（30.9%）、「配偶者暴力相談支援センター」（29.0%）、「女性センター（男女共同参画センターなど）」（27.5%）、「犯罪被害者支援センター」（25.5%）などの順となっています（複数回答、上位5項目）。

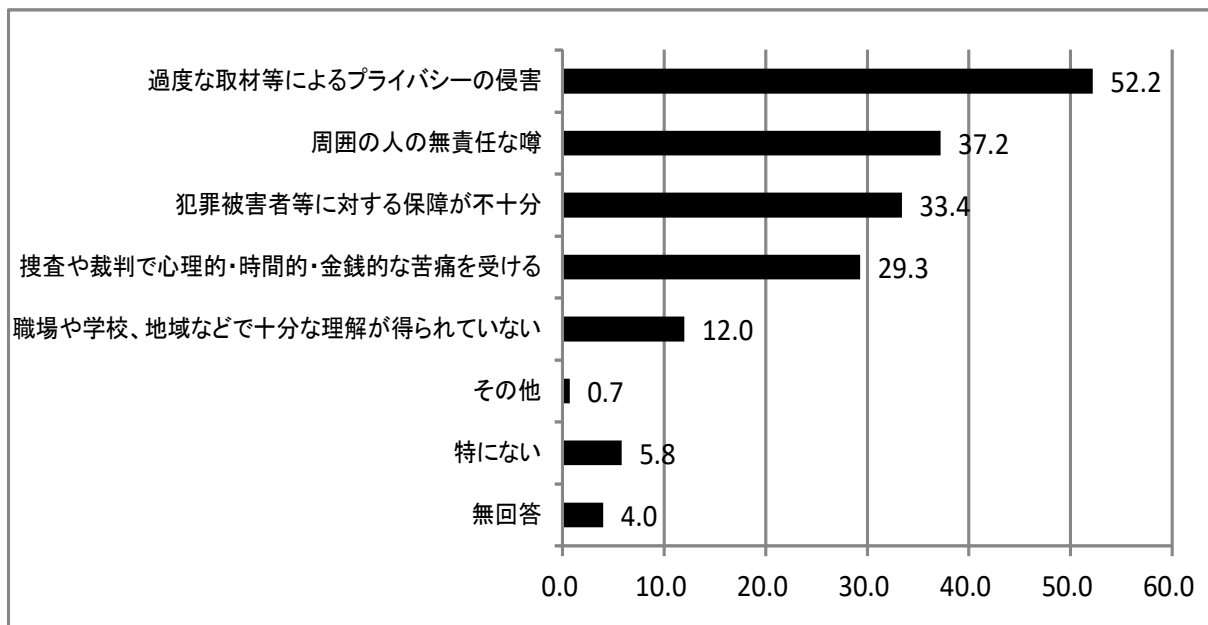
*11トラウマ(Trauma:心的外傷)：犯罪や事故による被害、自然災害、戦争被害、家族や友人の死等の個人では対処できない衝撃の大きな出来事に遭遇したときに受ける精神的な傷のこと。

*12PTSD(Post-traumatic Stress Disorder:心的外傷後ストレス障害)：事件等の出来事によりトラウマを受けた人が、その出来事の数週間から数か月後に次のような持続的な精神的、身体的症状を呈すること。トラウマの症状が人により様々であるのに対し、PTSDの症状は、個人の性格や生活史にかかわらず、かなり共通したものであることが明らかとなっている。

(4) 県民から見た犯罪被害者の人権問題

平成22年12月に県が行った「人権問題に関する県民意識調査」によると、犯罪被害者等の人権問題については、「過度な取材等によるプライバシーの侵害」が52.2%で最も多く、次いで、「周囲の人の無責任な噂」が37.2%と、取材や噂といった情報に関する項目が上位2項目を占めています。

(単位：%)



「平成22年度人権問題に関する県民意識調査結果報告書」(群馬県)

3 犯罪被害者等支援の経緯

(1) 国際的な動き

1985年（昭和60年）国連総会において「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」が採択されました。

宣言では、

- ① 被害者は、その尊厳に対し共感と敬意をもって扱われるべきであること
- ② 被害者に対して、訴訟手続における被害者の役割や訴訟の進行状況、訴訟結果等に関する情報を提供する必要があること
- ③ 被害者が必要な物質的、医療学的、精神的、社会的援助を受けられるようにし、その情報を被害者に提供すべきこと
- ④ 各国政府は、警察、裁判、医療、社会福祉等の関係機関の職員に十分な教育訓練を行い、司法上・行政上の敏速な対応を進めるため適切な制度整備等を行うこと

などが盛り込まれ、犯罪被害者等支援は国際的な潮流となっています。

(2) 国の動き

犯罪被害者等のための施策については、昭和20年代はどちらかといえば治安対策や交通政策に位置付けられて始まり、昭和49年8月30日のいわゆる三菱重工ビル爆破事件を契機に制度の確立を求める遺族、マスコミ等からの声の高まりにより制定された「犯罪被害者等給付金支給法」から公的な保障制度が確立しました。

その後、平成3年に開催された「犯罪被害者給付制度発足10周年記念シンポジウム」において、特に精神的援助の必要性が被害者自身によって強く指摘され、これを契機として更なる犯罪被害者等支援のための検討が始まりました。

警察庁では、平成8年2月、被害者対策に対する基本方針を取りまとめた「被害者対策要綱」を制定し、全国に通知したほか、平成11年6月には、警察官が捜査活動の際に守るべき心構えや捜査方法、手続き等を定めた犯罪捜査規範を改正し、犯罪被害者等に対する配慮及び情報提供、犯罪被害者等の保護等に関する規定を整備しました。

平成12年5月には、いわゆる犯罪被害者保護のための二法、「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」が公布され、刑事手続きの中で犯罪被害者等の心情に配慮するとともに、証人への付き添い、遮へい措置の導入、ビデオリンク方式等の導入等による証人の負担の軽減、公判廷における犯罪被害者等の意見陳述、公判優先傍聴、公判記録の閲覧及び謄写などが規定されました。

また、同年には、少年法改正等により、少年保護事件に犯罪被害者等の申し出による意見の聴取制度等が導入されました。

平成13年4月には、「犯罪被害者等給付金支給法」が抜本的に改正され、法律の名称を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」と改め、給付対象障害等級の拡

大、重傷病給付金の新設、遺族給付金への医療費負担額の付加、給付金支給額の引き上げが行われるとともに、警察本部長は、犯罪被害等の早期の軽減に資するための措置として、犯罪被害者等に対し、情報の提供、助言及び指導、警察職員の派遣その他の必要な援助に努めることや、犯罪被害者等早期援助団体の指定が新設されました。

なお、このほか、平成11年5月に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、平成12年5月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、及び「児童虐待の防止等に関する法律」、13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布されるなど、特定の犯罪に係る被害者保護のための法的整備も進みました。

その後も、平成14年4月1日には、国家公安委員会が「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」を定めるなどの取り組みにより、一定の評価を得た一方で、依然として多くの犯罪被害者等が困難に直面し、苦しんでいる現状から、これを打開し、その権利利益を図っていくため、犯罪被害者等のための施策に府省庁が横断的に取り組み、総合的かつ計画的に推進していく基本構想を示した「犯罪被害者等基本法」が平成16年12月8日に公布され、平成17年4月1日に施行されました。

また、平成17年12月27日には、犯罪被害者等基本法第8条に基づき、総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定されました。

その後、平成20年12月1日から、刑事裁判における「犯罪被害者参加制度」（証人尋問、被告人質問等への参加制度）が導入され、また、同年12月15日には、被害者等による少年審判の傍聴等の制度が導入されています。

そして、平成23年3月25日には、「第2次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置の促進が規定される等、被害が潜在化しやすい犯罪に係る被害者の支援体制の整備が進み、現在では、全ての都道府県にワンストップ支援センターが設置されました。

平成28年4月1日には、「第3次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、同年6月には「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律」が公布され、国外で犯罪被害に遭った人等に対する弔慰金等の支給について規定され、同年11月30日に施行となり、制度の運用が始まりました。

その後、令和2年6月11日には、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定により、令和2年度から4年度の3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」としました。また、令和3年3月30日には、「第4次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、これまでの基本計画で設定された基本方針、重点課題を継承しつつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、近時のデジタル化の進展等による社会生活の大きな変化に対応しながら一層の充実が図られるよう、デジタル技術その他の新たな手法等も取り入れながら、着実に推進すべきとしています。

(3) 県の動き

県では、平成10年10月に「群馬県犯罪被害者等支援連絡協議会」を設置し、関

係機関とともに犯罪被害者等支援施策を推進してきました。

その後、国における「犯罪被害者等基本法」の制定及び「犯罪被害者等基本計画」の策定を受け、平成19年10月に「群馬県犯罪被害者等基本計画」を策定、平成24年3月に「第2次群馬県犯罪被害者等基本計画」を策定、平成29年3月に「第3次群馬県犯罪被害者等基本計画」を策定し、関係機関・団体による総合的な施策をより一層計画的に推進してきました。

平成27年6月には、性暴力被害者の総合的支援を行う「群馬県性暴力被害者サポートセンター」を開設し、令和3年3月には「群馬県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

なお、群馬県犯罪被害者等支援連絡協議会は、群馬県犯罪被害者等支援条例の趣旨に則り、犯罪被害者等支援を推進するため、構成員の見直しを行い「群馬県犯罪被害者等支援推進協議会」として、令和3年4月に設置しました。

4 民間被害者支援団体について

(1) 民間被害者支援団体「公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま」について

「被害者支援センターすてっぷぐんま」は、犯罪被害者等に対して精神的ケアを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより被害者に理解と配慮をもって支援し、被害の回復や軽減に資することを目的とした県内唯一の「全国被害者支援ネットワーク」に加盟している民間被害者支援団体です。

平成20年7月には「犯罪被害者等早期援助団体」として、県公安委員会の指定を受けています。

(主な活動内容)

- ・ 弁護士・臨床心理士及び専門的な訓練を積んだ支援者による相談
- ・ 同じような被害にあわれた犯罪被害者等への交流の場の提供や活動の支援
- ・ 要望に応じた病院、法廷への付添い等の直接的な支援
- ・ シェルターの運営による緊急一時保護や生活支援
- ・ 犯罪被害者等支援に関する広報・啓発
- ・ 関係機関・団体等との連携を密にした、民間の立場での支援活動
- ・ 相談員・犯罪被害者等支援ボランティア等の人材養成

(2) 全国被害者支援ネットワークについて

平成10年5月に我が国における犯罪被害者等支援活動を一層充実させることを目的に組織され、令和3年3月現在、全国で48団体が加盟しています。

平成11年5月、公正な処遇を受けられる権利、情報を提供される権利、平穏かつ安全に生活する権利等の7つの権利を盛り込んだ「犯罪被害者の権利宣言」を発表しました。

(3) 犯罪被害者等早期援助団体について

都道府県公安委員会は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人を、犯罪被害者等早期援助団体として指定することができますとされています。

犯罪被害等を受けた直後の被害者は、混乱やショック状態にあつて、自ら必要性を判断して援助を要請することが困難な場合等があることから、犯罪被害者等早期援助団体から被害者に対して能動的にアプローチして援助を行うことができるよう、警察本部長等は、犯罪被害者等早期援助団体に対し、被害者の同意を得て、当該被害者の氏名及び住所、その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができますとされています。

令和3年4月1日現在、全国で47団体が公安委員会の指定を受けています。

(主な事業内容)

- ・ 犯罪被害等の支援に関する広報活動及び啓発活動
- ・ 犯罪被害等に関する相談
- ・ 犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助
- ・ 犯罪被害者等に対する物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による援助

2 群馬県犯罪被害者等支援推進協議会

設 置 要 綱

(設置目的)

第1条 「群馬県犯罪被害者等支援条例」の趣旨にのっとり、行政機関と関係機関とが相互に連携し、及び協力して犯罪被害者等支援を推進するため、群馬県犯罪被害者等支援推進協議会（以下、協議会という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 群馬県犯罪被害者等支援条例第10条に定める基本計画の策定（見直しを含む）・推進に関すること
- 二 犯罪被害者等支援に関する情報交換に関すること
- 三 犯罪被害者等支援に関する連携協力に関すること
- 四 犯罪被害者等支援に関する広報及び啓発に関すること
- 五 その他犯罪被害者等支援に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会の会員は、別表に掲げる関係機関等（以下「構成機関」という。）の職員とする。

- 2 協議会に会長及び副会長を各1名置き、会員の互選によって選出する。
- 3 会長及び副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営)

第4条 協議会は、会長が招集し主催する。

- 2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 分科会長は、協議会をより効果的に運営するため、会員以外の者に対し必要な協力を求めることができる。

(分科会)

第5条 協議会に、個別の重点課題について検討するため、分科会を設置することができる。

- 2 分科会員は、協議会の構成機関のうち、分科会において検討する重点課題に関係する機関の職員とする。
- 3 分科会に分科会長及び副分科会長を各1名置き、分科会員の互選によって選出する。
- 4 分科会は、分科会長が招集し、主宰する。分科会長に事故あるときは副分科会長がその職務を代理する。
- 5 分科会長は、分科会をより効果的に運営するため、分科会員以外の者に対し必要な協

力を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、群馬県生活こども部生活こども課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 群馬県犯罪被害者等支援連絡協議会会則（平成10年10月14日）は、廃止する。
- 3 群馬県犯罪被害者等支援推進会議設置要綱（平成20年4月1日）は、廃止する。

別表

群馬県犯罪被害者等支援推進協議会会員名簿（令和4年3月31日時点）

| | 名 称 |
|----|------------------------|
| 1 | 群馬県生活こども部 生活こども課 |
| 2 | 群馬県生活こども部 児童福祉・青少年課 |
| 3 | 群馬県生活こども部 消費生活課 |
| 4 | 群馬県健康福祉部 健康福祉課 |
| 5 | 群馬県教育委員会 義務教育課 |
| 6 | 群馬県教育委員会 高校教育課 |
| 7 | 群馬県教育委員会 特別支援教育課 |
| 8 | 群馬県警察本部 広報広聴課犯罪被害者支援室 |
| 9 | 公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま |
| 10 | 群馬弁護士会 |
| 11 | 日本司法支援センター群馬地方事務所 |
| 12 | 群馬県医師会 |
| 13 | 群馬県産婦人科医会 |
| 14 | 群馬県小児科医会 |
| 15 | 産科婦人科館出張佐藤病院 |
| 16 | 一般社団法人群馬県社会福祉士会 |
| 17 | 群馬県精神保健福祉協会 |
| 18 | 群馬県公認心理師協会 |
| 19 | 群馬県医療ソーシャルワーカー協会 |
| 20 | 群馬県市長会 |
| 21 | 群馬県町村会 |
| 22 | 公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター |
| 23 | 前橋地方検察庁 |
| 24 | 法務省前橋保護観察所 |

3 犯罪被害者等基本法

平成16年12月8日法律第161号

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとはいい難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護を図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報等の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となっ

た犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定）

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

（刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等）

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解の増進）

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（意見の反映及び透明性の確保）

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に

資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定

する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

4 群馬県犯罪被害者等支援条例

県民の生命、身体及び財産の安全は、県民生活の全ての基礎であり、誰もが安心して暮らせる犯罪のない社会の実現は、全ての県民の願いである。

しかしながら、多くの方々が思いもよらず、ある日突然、犯罪等の被害者及びその家族又は遺族となっている。犯罪被害者等の苦しみは、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後の心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷などによる二次被害も平穏な生活を取り戻す障壁となっている。

また、被害者の属性や被害の態様によっては、自ら被害を訴えることが困難で、そのために支援の手が行き届いていない方々が存在している。

このような状況にある犯罪被害者等が、地域社会で再び安心して日常生活を営むことができるようにするためには、関係するものが相互に連携協力し、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かい支援を途切れなく提供するとともに、県民や事業者等の周囲の人々が犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、社会全体で支えていくことが必要である。

こうした認識のもと、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添う社会を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者、市町村及び民間支援団体の責務及び役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

二 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

三 二次被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、

犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。

四 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、地域社会で再び安心して日常生活を営むことができるようにするための取組をいう。

五 民間支援団体

犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の団体をいう。）その他犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

- 第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。
- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生ずることのないよう十分に配慮して行われなければならない。
 - 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
 - 4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係るものが相互に連携し、及び協力して行われなければならない。

（県の責務）

- 第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係るものとの適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。
- 2 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。
 - 3 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を実施するに当たり、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮し、これを防止するよう努めるものとする。

（県民の役割）

- 第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害

者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行うほか、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第7条 市町村は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その施策を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、住民に対して必要な支援を行うほか、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等支援を行うに当たっては、専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第9条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものと相互に連携し、及び協力して犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

(犯罪被害者等支援に関する計画)

第10条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画（次項において「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- 二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
- 三 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

(財政上の措置)

第11条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策

(相談窓口の設置、情報の提供等)

第12条 県は、犯罪被害者等のための相談窓口を設置して、犯罪被害者等が、その受けた

被害を早期に回復し、又は軽減し、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第13条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 犯罪被害者等が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときは、前項の施策に協力する当該犯罪被害者等の養育、養護、教育、福祉等に関係する者は、当該犯罪被害者等が心身に受けた影響及び心身の状況を適切に理解し、その発達段階に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。

3 前項の場合において、犯罪被害者等支援を行うものは、当該犯罪被害者等の養育、養護、教育、福祉等に関係する者と連携し、及び協力して支援を行うものとする。

(安全の確保)

第14条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適正な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等について居住の安定を図り、並びに更なる犯罪等による被害及び二次被害を受けることを防止するため、県営住宅（群馬県県営住宅管理条例（昭和35年群馬県条例第32号）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第16条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性に関する事業者に対する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第17条 県は、犯罪等による被害又は二次被害に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(大規模事案における支援の実施)

第18条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生し

た場合において、当該事案による犯罪被害者等に対して直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係機関と協力して、当該事案に対応するための支援の体制を整え、必要な支援を行うものとする。

(県内に住所を有しない者等に対する支援)

第19条 県は、県内に住所を有しない、又は居住していない者が県内で発生した犯罪等により被害を受けた場合には、民間支援団体その他関係機関と連携して、当該犯罪等による犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策は、当該犯罪被害者等が住所を有し、又は居住する都道府県及び当該都道府県に所在する民間支援団体と連携して講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第20条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について県民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育)

第21条 県は、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(支援に従事する人材の育成)

第22条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、県及び市町村の職員、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものに対し、研修の実施その他の必要な措置を講じ、犯罪被害者等支援を担う人材の育成に努めるものとする。

(支援に従事する者に対する支援)

第23条 県は、支援に従事する者が犯罪被害者等支援を行うに当たって犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援に従事する者に対する相談、支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体の活動に対する支援)

第24条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

5 犯罪被害者等相談・支援窓口一覧

(令和4年3月31日現在)

| 区分 | 支援内容 | 支援窓口 | 受付時間など | 電話番号 | FAX番号 | 所在地等 | |
|---------|----------------------------|-------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------|---------------------|---------------|
| 総合的対応窓口 | 各支援機関についての情報提供等 | 県生活こども課 | 平日 8:30～17:15 | 027-226-2906 | 027-221-0300 | 群馬県庁 | |
| | | 警察本部 広報広聴課 犯罪被害者支援室 | 24時間受付 (ただし夜間休日は当直勤務員が応じます) | 027-243-0110 | | 警察本部 | |
| | | 日本司法支援センター群馬 地方事務所(法テラス群馬) | 平日 9:00～17:00 | 050-3383-5399 | 027-232-9727 | 前橋市千代田町2-5-1前橋テルサ5階 | |
| 警察 | 警察安全相談 | 警察安全相談室 | 24時間受付 (ただし夜間休日は当直勤務員が応じます) | #9110 又は 027-224-8080 | 027-224-8888 | 警察本部 | |
| | 犯罪被害者相談 | 警察安全相談室 | 平日 8:30～17:15 | 027-221-7777 | | 同上 | |
| | 性犯罪被害相談 | 警察安全相談室 | 24時間受付 (ただし夜間休日は当直勤務員が応じます) | #8103 又は 0120-271-110 | | 同上 | |
| | 少年の悩み事相談 | 少年サポートセンター | 平日 8:30～17:15 | 027-221-1616 | | 前橋市西片貝町3丁目341 | |
| | 暴力団犯罪に関する相談(足抜けコール) 警察署 | 刑事部組織犯罪対策課 | | 24時間受付 (ただし夜間休日は当直勤務員が応じます) | 027-223-9386 | | 警察本部 |
| | | 前橋警察署 | | 24時間受付 (ただし夜間休日は当直勤務員が応じます) | 027-252-0110 | | 前橋市総社町1-9-3 |
| | | 前橋東 | | 同上 | 027-225-0110 | | 前橋市天川大島町1-8-1 |
| | | 高崎 | | 同上 | 027-328-0110 | | 高崎市台町4-3 |
| | | 藤岡 | | 同上 | 0274-22-0110 | | 藤岡市藤岡1683-1 |
| | | 富岡 | | 同上 | 0274-62-0110 | | 富岡市富岡1198 |
| | | 安中 | | 同上 | 027-381-0110 | | 安中市原市707-2 |
| | | 伊勢崎 | | 同上 | 0270-26-0110 | | 伊勢崎市鹿島町534-1 |
| | | 太田 | | 同上 | 0276-33-0110 | | 太田市鳥山下町400-5 |
| | | 大泉 | | 同上 | 0276-62-0110 | | 大泉町朝日2-27-1 |
| | | 館林 | | 同上 | 0276-75-0110 | | 館林市赤生田町1828-2 |
| | | 桐生 | | 同上 | 0277-43-0110 | | 桐生市清瀬町1-16 |
| | | 渋川 | | 同上 | 0279-23-0110 | | 渋川市行幸田351-1 |
| | | 沼田 | | 同上 | 0278-22-0110 | | 沼田市上原町1738-1 |
| | | 吾妻 | | 同上 | 0279-68-0110 | | 東吾妻町原町21-1 |
| 長野原 | | 同上 | 0279-82-0110 | | 長野原町長野原1520-4 | | |

| 区分 | 支援内容 | 支援窓口 | 受付時間など | 電話番号 | FAX番号 | 所在地等 |
|----------------------------------|--|----------------------------------|---|---------------------------|--------------|---|
| 住居 | 公営住宅への入居相談 | 県住宅政策課 | 平日 8:30～17:15 | 027-226-3718 | 027-221-4171 | 群馬県庁 |
| | | 県住宅供給公社 | 営業日 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (ただし水曜日は19:15まで) 土曜日 9:30～15:15 休業日 日曜日、祝日(ただし土曜日に あたる場合は、営業いたします。)、 年末年始 | 027-223-5811 | 027-223-9808 | 前橋市紅雲町1-7-12群馬 県住宅供給公社1階 |
| 保健・福祉 (県) | 保健福祉事 務所 | 県渋川保健福祉事務所 | 平日 8:30～17:15 | 0279-22-4166 | 0279-24-3542 | 渋川市金井394 |
| | | 県伊勢崎保健福祉事務所 | 平日 8:30～17:15 | 0270-25-5066 | 0270-24-8842 | 伊勢崎市下植木町 499 |
| | | 県安中保健福祉事務所 | 平日 8:30～17:15 | 027-381-0345 | 027-382-6366 | 安中市高別当336-8 |
| | | 県藤岡保健福祉事務所 | 平日 8:30～17:15 | 0274-22-1420 | 0274-22-3149 | 藤岡市下戸塚 2-5 |
| | | 県富岡保健福祉事務所 | 平日 8:30～17:15 | 0274-62-1541 | 0274-64-2397 | 富岡市田島 343-1 |
| | | 県吾妻保健福祉事務所 | 平日 8:30～17:15 | 0279-75-3303 | 0279-75-6091 | 中之条町西中之条 183-1 |
| | | 県利根沼田保健福祉事務所 | 平日 8:30～17:15 | 0278-23-2185 | 0278-22-4479 | 沼田市薄根町 4412 |
| | | 県太田保健福祉事務所 | 平日 8:30～17:15 | 0276-31-8241 | 0276-31-8349 | 太田市西本町 41-34 |
| | | 県桐生保健福祉事務所 | 平日 8:30～17:15 | 0277-53-4131 | 0277-52-1572 | 桐生市相生町 2-351 |
| | | 県館林保健福祉事務所 | 平日 8:30～17:15 | 0276-72-3230 | 0276-72-4628 | 館林市大街道 1-2-25 |
| | | 児童虐待 | 児童虐待に ついての相 談・通告等 | こどもホットライン24 (県中央児童相談所) | 24時間 | 0120-783-884 携帯電話からは 027-263-1100 |
| ぐんまこども・子育て相談 (県中央児童相談所(LINE)) | 平日 9:00～17:00 (12:00～13:00は受付不可) | | | | | アカウント名:ぐんまこども・ 子育て相談 アカウントID: @050bnjkkf  |
| 県中央児童相談所 | 平日 8:30～17:15 (緊急時は24時間受付) | | | 027-261-1000 | 027-261-7333 | 前橋市野中町360-1 |
| 県中央児童相談所北部支 所 | 平日 8:30～17:15 (同上) | | | 0279-20-1010 | 0279-22-2277 | 渋川保健福祉事務所内 (渋川市金井394) |
| 県西部児童相談所 | 平日 8:30～17:15 (同上) | | | 027-322-2498 | 027-322-5602 | 高崎市高松町6 |
| 県東部児童相談所 | 平日 8:30～17:15 (同上) | | | 0276-57-6111 | 0276-57-6175 | 太田市新田木崎町369-5 |
| 児童虐待に ついての情 報提供等 | 県児童福祉・青少年課 | | 平日 8:30～17:15 | 027-226-2628 | 027-223-6526 | 群馬県庁 |
| DV・女性に 対する暴力 | DVについ ての情報提 供等 | 県生活こども課 | 平日 8:30～17:15 | 027-226-2902 | 027-224-2214 | 群馬県庁 |
| | DV被害に ついての相 談 | 県女性相談センター (配偶者暴力相談支援セン ター) | 月～金 9:00～19:30 土 10:00～17:00 日 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) DV等法律相談(事前予約制) | 027-261-4466 | | |

| 区分 | 支援内容 | 支援窓口 | 受付時間など | 電話番号 | FAX番号 | 所在地等 |
|-------|----------------------------|---------------------------------|---|--------------------------------------|---------------------------|------------------------------|
| | | 前橋市DV相談電話 (前橋市配偶者暴力相談支援センター) | 平日 9:00~17:00 | 027-898-6524 | | |
| | | 高崎市DV相談電話 (高崎市配偶者暴力相談支援センター) | 平日 9:00~17:00 | 027-310-0256 | | |
| | | 館林市福祉事務所 (こども福祉課) | 平日 9:00~12:00 13:00~16:00 | 0276-72-4111 | | |
| | | 藤岡市配偶者暴力相談支援センター | 平日 8:30~17:15 | 0274-24-5110 | | |
| | | 安中市配偶者暴力相談支援センター | 月・火・木・金 9:00~16:00 (祝日・年末年始をのぞく) | 027-329-6646 | | |
| | | 長野原町配偶者暴力相談支援センター | 平日 9:00~12:00 13:00~17:00 | 0279-82-2422 | 0279-82-4281 | |
| | | 大泉町配偶者暴力相談支援センター | 平日 9:00~12:00 13:00~17:00 | 0276-20-3988 | 0276-20-3977 | |
| | | 男性DV被害者相談電話 | 毎月第2・第4水曜日 12:00~13:30 | 027-263-0459 | | |
| 性暴力 | 性暴力被害者総合支援 | 県性暴力被害者サポートセンター「Save ぐんま」 | 平日 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く) | 027-329-6125 | 027-329-6215 | |
| | | 夜間休日対応コールセンター | 平日17:00~翌日9:00 土日祝日 9:00~翌日9:00 | #8891 又は 027-329-6125 (自動転送) | | |
| 高齢者虐待 | 高齢者虐待に関する相談・通報 | 各市町村地域包括支援センター | 各センター | 各センター | | 各市町村地域包括支援センター |
| 障害者問題 | 障害者の人権や日常生活に関する相談 | 障害者110番 | 平日 9:00~15:00 (12:00~13:00をのぞく) | 027-251-1100 | 027-255-6275 | 県障害者社会参加推進センター(県社会福祉総合センター内) |
| | 障害を理由とする差別に関する相談 | 県障害者差別相談窓口 | 平日 9:00~16:30 (12:00~13:00をのぞく) | 027-251-1166 | 027-255-6275 | 県障害者社会参加推進センター(県社会福祉総合センター内) |
| | 障害者虐待についての相談・通報等 | 県障害者権利擁護センター | 平日 9:00~17:00 夜間休日 | 027-289-3127 080-8910-1011 | 027-212-7260 | 県社会福祉総合センター |
| | 専門的立場からの生活・医療・職業相談等(身体・知的) | 心身障害者福祉センター | 平日 8:30~16:00 | 027-254-1010 | 027-254-2299 | 県社会福祉総合センター |
| | 障害者福祉に関する情報提供 | 県 障害政策課 | 平日 8:30~17:15 | 027-226-2631 | 027-224-4776 | 群馬県庁 |
| | 刑事・司法 | 保護観察 | 前橋保護観察所 | 平日 8:30~17:15 | 027-237-5014 | 027-210-1212 |
| 検察庁 | | 前橋地方検察庁 | 平日8:30~17:15 被害者ホットライン24時間(ただし、夜間休日は留守番電話・FAX) | 027-235-7800(代表) 027-235-7828(専用) | 027-235-7826 左記電話番号に同じ | 前橋市大手町3-2-1 |
| 裁判所 | | 前橋地方裁判所 | 平日 8:30~17:15 | 027-231-4275 | | 前橋市大手町3-1-34 |
| | | 前橋家庭裁判所 | 平日 8:30~17:15 | 027-231-4275 | | 前橋市大手町3-1-34 |

| 区分 | 支援内容 | 支援窓口 | 受付時間など | 電話番号 | FAX番号 | 所在地等 |
|----------------|------------------|---|---|---|---------------|---------------------------|
| 心のケア | 精神保健・心の悩みに関すること | 群馬県こころの健康センター ①支援機関からの連絡先(代表) ②電話相談(専用ダイヤル) | ①平日 8:30～17:15 ②平日 9:00～17:00 来所相談は②からの予約 | ①027-263-1166 ②027-263-1156 | ①027-261-9912 | 前橋市野中町368 |
| | さまざまな悩み相談 | 群馬いのちの電話 | 9:00～24:00 (第2・第4金曜日は24時間) 8:00～翌日8:00 (毎月10日) | 027-221-0783 フリーダイヤル 0120-783-556 | | |
| 交通事故 | 交通事故に関する相談 | 県交通事故相談所 | 相談受付 平日 9:00～15:30 | 027-243-2511 | | 群馬県庁 |
| 消費生活 | 消費生活におけるトラブル相談 | 県消費生活センター | 平日 9:00～16:30 (来所は要予約) 土 9:00～12:00 13:00～16:30 *土は電話相談のみ | 027-223-3001 | 027-223-8100 | 群馬県庁昭和庁舎1階 |
| 就労 | 就労相談等 | ジョブカフェ・マザーズ | 9:00～18:00 休館日:日曜・祝日・年末年始 | 027-330-4510 | 027-330-4521 | 高崎市旭町34-5(高崎駅西口旭町ビル3階) |
| | | 県若者就職支援センター高崎センター | 平日・土 9:00～18:00 | 027-330-4510 | | 高崎市旭町34-5(旭町ビル3階) |
| | | 県若者就職支援センター東毛サテライト | 月・火・木・金・土 9:00～18:00 | 0277-20-8228 | | 桐生市本町6-372-2(本町六丁目団地1階) |
| | | 県若者就職支援センター北毛サテライト | 月・水・金 9:00～18:00 | 0278-20-1155 | | 沼田市下之町888(テラス沼田6階) |
| | | ぐんま若者サポートステーション | 平日、第2・第4土曜 10:00～18:00 | 027-233-2330 | | 前橋市千代田町2-5-1(前橋テルサ5階) |
| | | 東毛若者サポートステーション | 火・水・木・金、第2・第4土曜 10:00～18:00 | 0276-57-8222 | | 太田市下浜田町1088-2(学校教育センター2階) |
| | | 県シニア就業支援センター | 平日・土 9:00～18:00 | 027-381-8872 | | 高崎市旭町34-5(旭町ビル3階) |
| | | 群馬労働局職業安定課 | 平日 8:30～17:15 | 027-210-5007 | | 前橋市大渡町1-10-7(公社総合ビル) |
| | | (以下、ハローワーク) 前橋(管轄:前橋市) | 月・水・金 8:30～19:00、火・木 8:30～17:15、第1・3土曜 10:00～17:00 | 027-290-2111 | 027-290-2528 | 前橋市天川大島町130-1 |
| | | 高崎(管轄:高崎市(藤岡管轄区域を除く)) | 月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00、第2・4土曜 10:00～17:00 | 027-327-8609 | 027-323-8119 | 高崎市北双葉町5-17 |
| | | 安中(管轄:安中市) | 平日 8:30～17:15 | 027-382-8609 | 027-382-4141 | 安中市安中1-1-26 |
| | | 桐生 (管轄:桐生市、みどり市) | 平日 8:30～17:15 | 0277-22-8609 | 0277-22-5014 | 桐生市錦町2-11-14 |
| | | 伊勢崎 (管轄:伊勢崎市、玉村町) | 平日 8:30～17:15 | 0270-23-8609 | 0270-23-3697 | 伊勢崎市太田町554-10 |
| | | 太田(管轄:太田市) | 平日 8:30～17:15 | 0276-46-8609 | 0276-48-0096 | 太田市飯田町893 |
| | | 館林(管轄:館林市、邑楽郡) | 平日 8:30～17:15 | 0276-75-8609 | 0276-72-4367 | 館林市大街道1-3-37 |
| | | 沼田(管轄:沼田市、利根郡) | 平日 8:30～17:15 | 0278-22-8609 | 0278-23-7206 | 沼田市薄根町3167-4 |
| 富岡(管轄:富岡市、甘楽郡) | 平日 8:30～17:15 | 0274-62-8609 | 0274-62-1932 | 富岡市富岡1414-14 | | |

| 区分 | 支援内容 | 支援窓口 | 受付時間など | 電話番号 | FAX番号 | 所在地等 |
|-------------|-----------------------|---------------------------------------|-----------------------|-------------------------|---------------|---------------------------------------|
| | | 藤岡 (管轄: 藤岡市、高崎市のうち 新町及び吉井町、多野郡) | 平日 8:30~17:15 | 0274-22-8609 | 0274-24-4587 | 藤岡市藤岡827-1 |
| | | 渋川(管轄: 渋川市、北群馬郡) | 平日 8:30~17:15 | 0279-22-2636 | 0279-23-4370 | 渋川市渋川1696-15 |
| | | 中之条(管轄: 吾妻郡) | 平日 8:30~17:15 | 0279-75-2227 | 0279-75-5945 | 中之条町西中之条207 |
| 人権 | 人権相談 | 前橋地方法務局人権擁護課内人 権相談室 | 平日 8:30~17:15 | 027-221-4446 | | 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎 |
| | | 前橋地方法務局高崎支局 | 平日 8:30~17:15 | 027-322-6315 | | 高崎市東町134-12 高崎地方合同庁舎 |
| | | 前橋地方法務局桐生支局 | 平日 8:30~17:15 | 0277-44-3526 | | 桐生市末広町13-5 桐生地方合同庁舎 |
| | | 前橋地方法務局伊勢崎支局 | 平日 8:30~17:15 | 0270-25-0758 | | 伊勢崎市太田町554-10 伊勢崎地方合同庁舎 |
| | | 前橋地方法務局太田支局 | 平日 8:30~17:15 | 0276-32-6100 | | 太田市鳥山下町387-3 太田地方合同庁舎 |
| | | 前橋地方法務局沼田支局 | 平日 8:30~17:15 | 0278-22-2518 | | 沼田市西倉内町701 |
| | | 前橋地方法務局富岡支局 | 平日 8:30~17:15 | 0274-62-0404 | | 富岡市富岡1383-6 富岡法務合同庁舎 |
| | | 前橋地方法務局中之条支局 | 平日 8:30~17:15 | 0279-75-3037 | | 吾妻郡中之条町 大字中之条町692-2 |
| | | 子どもの人権110番 | 平日 8:30~17:15 | フリーダイヤル 0120-007-110 | | 前橋市大手町2-3-1 前橋地方法務局人権擁護課 内人権相談室 |
| | | 女性の人権ホットライン | 平日 8:30~17:15 | ナビダイヤル 0570-070-810 | | 前橋市大手町2-3-1 前橋地方法務局人権擁護課 内人権相談室 |
| | | インターネット上の誹謗 中傷 | インターネット上の誹謗中傷相談 窓口 | 平日 9:00~16:00 | 027-897-2953 | |
| 民間の相談 機関 | 犯罪被害者 DV等相談 ・支援 | 公益社団法人被害者支援 センターすてっぷぐんま | 平日 10:00~16:00 | 027-253-9991 | | 前橋市新前橋町26-7 ヤマコビル5階 |
| | DV相談 | NPO法人きりゆう女性支援 グループいぶき | 火・金 10:00~12:00 | 0277-43-6068 | | |
| | | 認定NPO法人 ひこばえ | 平日 10:00~16:00 | 027-215-7830 | | |
| | | NPO法人 結いの家 | 月~土 9:00~17:00 | 0278-22-2035 | | |
| | 暴力団犯罪 被害者支援 | 県暴力追放運動推進セン ター | 平日 9:00~17:00 | 027-254-1100 | 027-254-1100 | 前橋市江田町448-11 |
| 医療・福祉 | | 県公認心理師協会 | | | 050-3730-8179 | 前橋市山王町1-1-3 コモンヒロセ1-7号室 |
| | | 県社会福祉士会 | 平日 9:00~17:00 | 027-212-8388 | 027-212-7260 | 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合セン ター7階 |
| | | 県社会福祉協議会 | 平日8:30~17:15 | 027-255-6033 | 027-255-6173 | 前橋市新前橋町13-12 |
| | | 県精神保健福祉士会 | 平日 9:00~15:00 | 0279-54-2106 | 0279-54-0247 | 北群馬郡吉岡町陣場98 田中病院内 |
| | | 県医療ソーシャルワーカー 協会 | 平日 9:00~17:00 | 0279-66-2121 | 0279-66-2900 | 渋川市石原2404-37 おがた社会福祉事務所 内 |

| 区分 | 支援内容 | 支援窓口 | 受付時間など | 電話番号 | FAX番号 | 所在地等 |
|----|------|--------|------------------|--------------|--------------|-------------|
| | 司法 | 群馬弁護士会 | 平日 9:00～17:00 | 027-233-4804 | 027-234-7425 | 前橋市大手町3-6-6 |

第4次群馬県犯罪被害者等基本計画（令和4年3月）

発行 群馬県生活子ども部生活子ども課

電話 027-897-2687

FAX 027-221-0300

e-mail seikatsuka@pref.gunma.lg.jp